

Title	パン・ヨーロッパ運動の憲法体制構想
Author(s)	戸澤, 英典
Citation	阪大法学. 2003, 53(3,4), p. 357-391
Version Type	VoR
URL	https://doi.org/10.18910/55363
rights	
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

https://ir.library.osaka-u.ac.jp/

The University of Osaka

ハン・ヨーロッパ運動の憲法体制構想

戸澤英

典

[目次]

はじめ

K

苦闘の三○年代(一九三○―三八年)『パン・ヨーロッパ』出版からブリアン構想まで(─一九三○年

スイスから米国亡命へ(一九三八―四五年)苦闘の三〇年代(一九三〇―三八年)

統合の「傍流」へ(一九五〇―七二年) ク伯の帰欧から欧州評議会創設まで(一九四五―五〇年)

五 四

オットー・フォン・ハプスブルクのパン・ヨーロッパ(一九七二年系その「色別」へ(一寸五〇一十二年)

むすびに

はじめに

次拡大の加盟候補国十カ国の批准手続きは実質的に終了し、EUの加盟国は現在の十五カ国から二十五カ国になる 二○○三年九月二○日に行われたラトヴィアでのEU加盟国民投票によって、二○○四年五月に予定される第五

ことが確実となった。

次期拡大の加盟予定国のほとんどは、冷戦時代に旧ソ連・東欧圏に属し、九○年代に急速な民主化・市場経済化

(阪大法学) 53 (3·4-357) 979 [2003.11]

を経験した国々である。EU加盟はこれらの国々の民主化・市場経済化が逆行しないよう側面支援するという狙い

とが条件づけられた。また、アムステルダム条約によってEU条約七条の制裁条項が導入され、加盟国による民主 的価値 ーゲン・クライテリア」を打ち出し、これによって加盟候補国の政治・経済・法体系をEUレベルに引き上げるこ した懸念に対するセーフガードとして、一九九三年六月のコペンハーゲン欧州理事会は、拡大に関する「コペンハ (EU条約六条)の「重大かつ継続的な侵害」が認定された場合の一定の権利停止が規定された 体制移行から日の浅い新規加盟国の政治・経済がEUに及ぼす影響に対する懸念も小さくない。そう

980

[2003.11]

れを九月の「賢人委員会」による解除勧告まで継続することとなった。その後、二〇〇一年五月のイタリアのベル 通の憲法的伝統に由来する基本権」に関して、EU内部での見解にもかなりの相違が存在することが認識される結 よってEU条約七条の文言には「違反予防規定」を挿入する改正が為されたものの、六条が規定する「加盟国に共 カ国はEUの措置としてではなく各々の二国間関係としてオーストリアとの外交関係を実質的にボイコットし、こ ストリア問題は、この制裁条項を実際に適用することが非常に難しいことを浮き彫りにした。 スコーニ政権の成立に際して再びこのEU条約六条・七条の問題が論議され、さらに二○○三年のニース条約に 結局、 他のEU十四

しかし、二○○○年一月のハイダー(Jörg Haider)党首率いる「極右」自由党の連立政権参加が惹起したオー

(阪大法学) 53 (3・4-358)

この個々の加盟国の政治体制とEU全体との関係の問題は、東方拡大によって加盟国が一気に増えることにより、

果となった。

比して、その後アムステルダム(一九九七)、ニース(二○○一)、と続いた政府間会議(IGC)による条約改正 合の飛躍的な深化を打ち出したマーストリヒト条約(一九九二)が憲法体制の変革の名に値するものであったのに さらに尖鋭化する可能性がある。 振り返って見ると、 冷戦の終結とドイツ統一という国際環境の激変に対して、統 は、古くから連邦主義

(federalism)/国家連合

とは切り離されて政治的宣言にとどめられた経緯も、 は弥縫的なものに終始した。この間、 にした。大規模な拡大を目前に控え、こうした条約改正の不十分さに対する危機感を背景に、 欧州基本権憲章 憲法体制にまで踏み込んだ根幹的な議論の難しさを浮き彫 (European Charter of Fundamental Rights) EUの将来像に関す が基本条約

しかし、この憲法草案がIGCでの条約改正作業にどの程度直結するのかは未知数である。また、憲法草案をまと 議を重ね、二〇〇三年七月にEU憲法草案 このEUの将来像に関する諮問会議は、インターネットの活用等によって市民にも開かれた形をとりつつ憲法論 (Draft Treaty establishing a Constitution for Europe) を採択した。

(the European Convention)

が設置された

どのように欧州アイデンティティ (さらには加盟資格) を規定するのか、 という問題が改めて提起されている。 (2003.11)

現性を疑問視する発言がジスカールデスタン議長からも漏れた。いよいよ欧州の周縁部に及んできたEU拡大が、

EUの奉じる基本価値にキリスト教を含めるかどうかが重要な論点となり、特にトルコのEU加盟の

実

める際に、

こうしたEUの憲法体制に関する問題は、 ヨーロッパ統合思想の古典的な問題でもある。 国家間レベルについて

政治体制と相互に影響を与えながら共時的に変化する側面に焦点が当たっている。 ルの多様なネットワークを視野に収めて分析が行なわれている。また、 最近では特にヨーロッパ統合が加盟国 っ

盛んになっている「補完性の原理」や欧州ガバナンスに関する議論では、

EU・国家・地域

(地方自治体)

 $(3 \cdot 4 - 359)$

53

(intergovernmentalism)といった概念分類で、その権限関係の画定の議論が行われてきた。一九九○年代から

(confederalism)

超国家主義

(supranationalism)

/政府

主

981

本稿 以上のようなヨ 1 口 ッパ 統合の 持 0 国 家間 加盟国 レベ ル の双方 0 政 治 体 制

に対する関心を念頭に置きつつ、そうした論点に対する構想の変遷を、

(Constitution)

を 含 む 憲 法 体 制 (阪大法学)

著書

『パン・

日

口

ッ

パ』によりヨーロッパ統合思想を喧伝し、かつ現実の政治運動化させた始祖であるクーデンホーフ・カレルギーと、

彼の創設したパン・ヨーロッパ運動に即して見ていこうと思う。

[2003.11]

リヒャルト・クーデンホーフ・カレルギー伯爵(Graf Richard Nikolaus Coudenhove-Kalergi : 以下「ク伯」と

て幾度となくメディアに取り上げられたこともあり、日本でもよく知られている。しかし、ク伯の活動全体やパン 略)およびパン・ヨーロッパ運動については、その母親である青山光子が「EEC(現在ではEU)の祖母」とし

ヨーロッパ運動については意外と研究が少ない。本稿では、従来日本では利用されていなかった新史料にも依拠

 $(3 \cdot 4 - 360)$

しつつ考察していく。 ク伯の活動は大きく分けて五つの時期に区分することができる。以下、本稿ではその時期区分に倣い、(一) パ

ン・ヨーロッパ運動の創設から国際連盟でのブリアン仏首相の「欧州合衆国」提案とその挫折までの一九二〇年代、

(二) 一九三八年にナチスのオーストリア併合によって「亡命」を余儀なくされるまで、(三) 一九三八年以降 特に第二次大戦中の米国亡命時代、(四)第二次大戦直後から一九五○年の欧州評議会創設まで、(五)統合の「傍

ヨーロッパ議長となったオットー・フォン・ハプスブルクの活動についても簡単に扱い、最後に総括的な考察を付4) 流」へと追いやられた晩期、の各時期についてク伯の政治体制構想の変遷を見ていく。さらに、ク伯死後にパン・(③)

二 『パン・ヨーロッパ』出版からブリアン構想まで(─一九三○年)

す。

り、さらに自ら政治活動を組織してパン・ヨーロッパ運動を推進した一九二〇年代が、結果的にはク伯の活動(さ(5) 若干二九歳のク伯が一九二三年に出版された『パン・ヨーロッパ』によって欧州の文壇に華々しいデビューを飾

らにはパン・ヨーロッパ運動自体) の最盛期となった。

数に存在するが、ク伯の「パン・ヨーロッパ」構想の一大特徴は、英国とロシアを欧州から切り離したところにあ リカ、(c)ソヴィエト・ロシア、(d)大英帝国、(e)パン・アジア、の五大ブロックに分け、各々の地域毎に 統合しようという構想である。ヨーロッパ統合の構想自体は近代国家の形成された一四世紀以降のものだけでも無 ク伯の『パン・ヨーロッパ』は、よく知られているように、世界を(a)パン・ヨーロッパ、(b)パン・アメ

後援を得てホフブルク(旧王宮)内に事務局を構え、本格的な活動を開始した。一九二六年一〇月にはウィーンで

一九二三年末にク伯は「パン・ヨーロッパ同盟」(Paneuropa-Union : PEU)を結成し、オーストリア政府の

二十四カ国から二千人以上の政治家およびオピニオン・リーダーを集めて最初の「パン・ヨーロッパ会議」

(Paneuropa-Kongreß)が開かれた。一九二七年には仏外相であったブリアン(Aristid Briand)を名誉総裁に推

戴し、ヨーロッパ各地の支部に於ける活動も盛んになった。 ブリアンの支持を受けたパン・ヨーロッパ構想は現実の外交の場に上った。一九二九年九月に、首相となってい 983 (2003.11)

アン提案を具体化した覚書を出した。 ンもこの提案に支持を与えた。仏外務省はヨーロッパの二十六カ国の代表から委託を受け、 一九三〇年五月にブリ

も結合させ、階級も相互に歩み寄るであろう」と、「ヨーロッパ合衆国」の提案を行った。独外相シュトレーゼマ たブリアンは国際連盟総会の場で、「ヨーロッパ諸国を経済的に近接させるならば、次に我々は諸民族を政治的に

しかしこの覚書は、 ヴェルサイユ体制を固定化しようという、 いわばロカル ノ条約の全ヨーロ ッパ版に過ぎない

内容となっていた。折りから一九二九年一〇月の独外相シュトレーゼマンの死去によりドイツ外交においては修正

(阪大法学)

53

 $(3 \cdot 4 - 361)$

主義が台頭し、またニューヨーク株式市場の暴落に端を発する恐慌の影響で各国の保護主義が強まりつつあった。

結局、このブリアン提案はフランスの同盟国以外には支持を得られず、棚上げされることとなった。

では、パン・ヨーロッパ運動はどのような政治体制を構想していたのだろうか。

○年にク伯が小著『貴族』(Adel)で展開したものであるが、この思想は当時の青年層が強く影響を受けていたニ この点を見る際には、まずク伯の社会秩序観、即ち「新貴族主義」を見ることが不可欠であろう。これは一九二

ーチェに加え、フランスの哲学者グワィヨー(Jean Marie Guyau)の影響を受けたものであるという。 ク伯は以下のように述べる。「現代の民主主義の時代は、二つの大きな貴族的時期の悲しむべき中間にあるとい

れているが、実際には金力による似て非なる貴族政治によって支配されている。」 族政治は没落しようとしつつあり、精神的貴族政治は生成されようとしつつある。この中間期は民主主義的と呼ば える。すなわち、剣を持った封建的な貴族政治と、精神による社会的な貴族政治の中間にあるのである。

(阪大法学) 53

 $(3 \cdot 4 - 362)$

984 (2003.11)

ることがなかった姿勢と言える こうしたク伯の「民主主義」に対する懐疑は、ニュアンスこそ時代によって見られるものの終生基本的には変わ

て、ク伯の育ったロンスペルク城では、アルメニア人の従僕までもが(日本語を含む)数カ国語を操っていたとい 次に、ク伯の統合構想の背景を見る必要もあるだろう。多民族国家であるハプスブルク帝国下の貴族の出身とし

う。外国からの賓客も多かったが、とりわけドイツ語習得のために数カ月滞在したパン・イスラム運動の創始者と ながりを破壊した現実を目の当たりにして、後述するドナウ連邦構想のような国民国家(Nation-State)を超える は魅せられていたウィルソン主義が、その「民族自決」の原則を適用した結果、ハプスブルク帝国治下の有機的つ して知られるスラワージー(Abdullah-Mahmun Suhraworthy)はク伯に強い印象を与えたという。また、当初

ものとなっている。これがク伯の基本構想と思われるので少し詳しく紹介しよう。(メロ) ク伯の憲法体制構想に考察を進めよう。この点に関しては、一九三○年のパン・ヨーロッパ協約提案が具体的な

この協約提案は全二〇条から成り、 前文(Avant-propos)に続いて五部に分けられていた。

前文では、 Etats européens)」という文言が掲げられ、その後に「国際連盟規約の諸原則と不戦条約の遵守」や 原則の第一として「ヨーロッパ諸国の絶対主権を不変とすること(laisser intacte la souveraineté

[']ヨーロッパ 第一部「ヨーロッパ連邦」では、この協約により「締約国がヨーロッパの平和を保障する未来永劫の同盟を創設 諸国に対する如何なる侵略の試みも不成功に終わらせること」……と続いていた。

し、政治的・経済的・知的協力を組織する」ことが唱われ、具体的な条文として、第一条では「この協約を批准し

た諸国の国民の総計が一億二千万を超えた時点で発効する」ことが規定されていた。第二条では「この協約への加

(2003.11)

985

盟が、 する島嶼部を含む)に属する国に開かれ、領土の過半に満たない部分がヨーロッパに属する国については他 (植民地を除き)その領土の全てもしくは過半がヨーロッパ(英国・アイルランド・アイスランド等の付随 の加

パン・ヨー ロッパ運動の憲法体制構想 盟国が認めた場合にはロシアとトルコについても加盟の道を開く趣旨」とあった。この他に、連邦機関の所在地(三 国の全会一致でその加盟を認めることができる」とされ、この条文のコンメンタールとして、「他の全ての連邦加 ること(六条)、という条項が置かれていた。 連邦特別区 (四条)、連邦市民権 (五条)、ヨーロッパ連邦が国際連盟規約二一条に規定される地域約定であ

連邦裁判所 (当事者双方が連邦加盟国の場合) もしくは常設国際司法裁判所(一方当事者が連邦非加盟国の場合

国際連盟規約および不戦条約の遵守

(七条)、

集団安全保障条項

(八条)、

紛争を

53

 $(3 \cdot 4 - 363)$

第二部

「加盟国の義務」では、

(九条)、 国内の民族的・宗教的少数派に対して完全な平等を保障すること(十条)、連邦内 のより [2003.11]

に委託する義務

緊密な経済協力実現のために加盟国が個々に最恵国条項を含む条約を結ばないこと(一一条)、連邦協約と抵触す

規定され、この条文のコンメンタールとして「植民地を保有する列強にのみ熱帯アフリカの開発(exploitation) に存在する連邦加盟国の植民地に於いては、全てのヨーロッパ市民が経済活動に関する完全な自由を享受する」と る条約の無効等(一二条)、といった条項が置かれた。さらに第一三条では「熱帯アフリカ(l'Afrique tropicale)

が限定されていることが、経済的な不平等を生みだし将来の紛争の種となるため」としていた。 $(3 \cdot 4 - 364)$ 986

され、月二回以上会合を行い、各国一票で⑴加盟国の主権に関わる問題については全会一致制、 評議会(一五条)については、各国政府(但し、ヴァチカン以外の人口十万人以下の国は除く)の代表から構成 (2)それ以外の問題

府

Chancellerie)

の四者が置かれることが規定され、コンメンタールとして「評議会と総会は二院制の議会

第一四条で、評議会(Le Conseil)、総会(l'Assemblée)、裁判所

(La Cour)

宰相

(阪大法学) 53

「連邦機関」では、

に相当するもの」とされていた。

については単純多数決制で決定を行う、等が規定されていた。また、 評議会の下部機構として、 経済、 通貨、 運輸

司法、 文化の各領域について専門委員会を置くとされた。 は、年二回以上の会合を持ち、 連邦宰相、 副宰相、 財務相、 裁判官の選任を行い、また連邦に関

係する問題に関する提案権を持つものとされた。総会の多数決により採択された提案は、連邦宰相により評議会で の決定に付されるものとされた。また総会の代議員は各国議会の互選 (議会が存在しない場合には政府の指名)と

裁判所

し、人口に応じて最大五人までの代表を送ることと規定されていた。

(十七条) の権限としては、(a) 連邦加盟国間の紛争の確認、 \widehat{b} 連邦規約違反、 特に不戦条約の違反

要することとされた。

第五部には、

協約改正手続きの規定(二〇条)

が置かれ、

加盟国の主権に関わる協約改正については全会

致

987 (2003.11)

 $(3 \cdot 4 - 365)$

列挙されていた。 的 政策領域毎の複数の事務局およびスタッフから構成され、 を互選するものとされた。 に該当する侵略国の認定、 宰相府 な関係を保つ、とされた。 第四部 対外的に連邦を代表する存在である。 「連邦財政」の章は、 (一八条) 裁判所の組織としては、各々五名の裁判官から成る三つの小法廷を持ち、 は、 連邦宰相、 $\widehat{\mathbf{c}}$ 連邦宰相は評議会および総会を主宰すると共に、 連邦特別区の司法、 副宰相、 財務相の三名 $\widehat{\mathbf{d}}$ 評議会および総会の政治的監督権に服 連邦と加盟国の権限の画定、 (各々任期四年)と 両院への提案権を持ち、 (評議会の専門委員会に対応した) e 長官および副長官二名

評議会と恒常

また対内的

連邦規約

の解釈、

が

しているような入国税を、より裕福な米国人旅行者に課すのが上策」と記されていた。 財政負担を加盟国に強いることなく、 débarquiement)を充てる」との規定があり、そのコンメンタールとして、ヨーロッパ連邦の創設により新たな 一九条のみで「連邦財政の財源として非ヨーロッパ人に対して課す入国税 またヨーロッパ連邦の一体性を強める観点からも 「米国がヨー Ū ッパ (la taxe

この一九三〇年の協約提案から、 ク伯の当初の憲法体制構想の特徴として、以下の三点指摘できるだろう。

以外の の欧州連邦が構想されていた点である。 第一に、各国の内政に対しては直接的な干渉を避けつつ、欧州内部の相互不可侵に力点を置く国家間機構として 加盟国の主権に関わる問題については全会一致制を採り、ミニチュア国家

国に対しては拒否権を保障していた。 また連邦機構についても、 国際連盟の機構と基本的にはパラレル (阪大法学) 53

のを想定していたようである。

第二に、ク伯の欧州アイデンティティが明確に読みとれる内容を含んでいることである。まず、「精神的権威」

であるヴァチカンの特別扱いから、欧州アイデンティティの核としてキリスト教(特にカトリック)が存している

ことが明白である。他方で、ロシアとトルコを事実上排除し、また財政規定にあるように金満的な米国に対する対 出し、後の「ユーロアフリカ」(l'Euroafrique)の先駆とも言える構想となっていた点にも留意すべきである。 抗意識も強いものがあった。これに加えて、アフリカの植民地につき、いわば「共同所有(開発)」の方針を打ち

苦闘の三〇年代 (一九三〇―三八年)

前提があったのでもあろう。

うことをその理由としていた。そこには、知識人階級こそがヨーロッパ統一を先導する役割を果たすという暗黙の

大学教授から選出」と明記しており、そうした知識人階級

略国」の認定をも行い得る裁判官の独立性である。その人選につき、協約提案は「各国の最高裁判所判事もしくは

(法曹家) が偏狭なナショナリズムから自由であるとい

53

 $(3 \cdot 4 - 366)$

988

[2003.11]

第三に、ク伯の「知識人」に対する信頼である。この協約提案での連邦構想の中で、最も苦心の見られる点は「侵

く悪戦苦闘を続けることになる。 地を囲い込む経済圏のブロック化が図られた。こうして三〇年代を通してパン・ヨーロッパ運動は活路を見出すべ 内情勢も悪化の一途をたどっていた。また、国際的にも列強は一国的な解決法を模索し、また各々が同盟国や植民 三回パン・ヨーロッパ会議である。しかし、既に二〇年代の熱気は失われ、大恐慌の影響によってオーストリア国 ブリアン構想が挫折した後、失意に陥ったク伯が再起を図ったのが一九三二年一○月にバーゼルで開催された第

この時期のク伯は、ドルフス(Engelbert Dollfuß)に接近していた。ドルフス自身が農業界出身だったことも

『運動の憲法体制構想 試みた。 あり、その勧めが発端となって一九三六年にパン・ヨーロッパ農業会議が開かれた。また同年にはパン・ヨーロッ れ、ドイツとの合邦(アンシュルス)が検討されていたオーストリア外交に、別のオプションを提示するものであ ヨーロッパを実現しようという構想である。このドナウ連合構想は、「生存可能性」(Lebensfähigkeit) ある独伊と結びつける形で経済共同体を形成し、そこに将来的にはフランスや他の欧州諸国をも引き入れてパン・ ○年代にはドナウ連合(Donau-Union)構想という形を取った。これは農業国であるドナウ川流域諸国を大国で ーストリア国内ではドルフスの身分制国家(Ständestaat)を支持する一方、国際的にはムッソリーニへの接近を(エン の端緒はないかとするク伯の苦心の機能的アプローチと見ることも可能だろう。 パ教科書会議も組織されているが、こうした政策分野別の会議の試みは、一面ではどこかにパン・ヨーロッパ実現 他方、 ムッソリーニをパン・ヨーロッパ運動に引き込み、同時にオーストリアの独立を守ろうとするク伯の方針は、三

これはヨーロッパ全体にとって植民地の拡大がプラスになるという志向であり、この点は後述するように一九五〇 するかは従来のファシズム論とも関連する論点であろうが、ク伯の場合にはユダヤ人に対する態度が決定的な差異 年代にまで基本的には続く考え方となっている。 イタリア・ファシズムに対する接近と、ナチス・ドイツとの関係は好対照を為している。この相違がどこに由来(ワ) また、政治体制構想の観点から興味深いのは植民地の扱いである。ク伯はイタリアのエチオピア侵攻を支持した。 $(3 \cdot 4 - 367)$ (阪大法学) 53 989 [2003.11]

が危惧さ

をもたらしたものと思われる。ク伯の夫人であるイダ・ローランは「ヨーロッパの三大美人」とも評された有名な

女優で、ユダヤ人であった。また、反ユダヤ主義に関する著作で世上知られた父ハインリッヒと同様、 ク伯自身も

終生ユダヤ問題に対する関心を持ち続けた。

まま三国同盟の締結によって最終的に失敗に終わった。それが明らかとなった一九三八年初頭に出版された小著に ナチズムと対立する中、これとムッソリーニを峻別して接近するというク伯の戦略は、目立った成功を見せない

は、こう記している

署名は、連邦協約を維持するのに十分な保障を与えないからである。ここにヨーロッパ統一の難しさがある。パン **「独裁体制はパン・ヨーロッパとは両立しない。なぜなら、一人の可死(mortal)かつ信頼できない独裁者の**

ある限り、不可能である。 ヨーロッパは、被治者による統治者のコントロール無しには成立せず、つまりは欧州の多くの地域が独裁体制に

(阪大法学)

53

 $(3 \cdot 4 - 368)$

990

[2003.11]

これは「パン・ヨーロッパ実現のためには」ヨーロッパ諸国の憲法が全て同質化されなければならないというこ

は人権を認めない国家を受け入れることはできない。」 家が連邦国家と共存し、コーポラティズムが議会制民主主義と共存することができる。しかし、パン・ヨーロッパ とを意味するわけではない。その反対である。パン・ヨーロッパの下では、君主制が共和制と共存し、中央集権国

は占拠された。ク伯はチェコスロヴァキア、ハンガリー、イタリアを経由する苦難の逃避行の末、スイスに逃れた。 この直後の一九三八年三月一三日、ナチス・ドイツによってオーストリアは併合され、パン・ヨーロッパ事務局

スイスから米国亡命へ(一九三八―四五年)

껸

スイスに入ったク伯は以前から山荘を所有していたグスタード(Gstaad)に居所を構え、 パン・ヨーロッパ運

動の本部をベルンに置いた。また、この他にジュネーヴを「研究拠点」と位置づけていた。しかし、この時期の活 リであった。 (23) 動の本拠地はパリであり、かつての主家の正統継承者であるオットー・フォン・ハプスブルクと知り合ったのもパ

活動も次第に難しくなってきた。そこでク伯はリスボンに逃れ、亡命のための査証取得に奔走した。 の渡航も検討したが査証の取得に手間取り、また英国での活動の見通しが芳しくないというクーパー(Duff しかし、ナチスの欧州での攻勢が激しくなり、一九四○年にフランスが占領下に置かれると、中立国スイスでの 一時は英国へ

Cooper)らの助言もあり、結局米国へ行くこととなった。

的にも苦しく、活動も思うに任せなかったようである。こうした状況を一転させたのが、一九四一年秋にカーネギ 平和財団(Carnegie Endowment for International Peace) の理事長バトラー(Nicholas Murray Butler) がニ

米国に亡命した当初のク伯は、講演旅行などを通してパン・ヨーロッパ運動の普及活動を試みたが、当初は財政

ロッパ運動の憲法体制構想 学期に開設され、五、六名の大学院生が参加していたという。 ューヨーク大学での寄付講座をク伯に申し出たことであった。このカーネギー平和財団による寄付講座「戦後ヨー ッパ連邦研究セミナー」は、ク伯とザーヒャー教授(Arnold J. Zurcher)の共同セミナーとして一九四二年春

Dulles)といった米国の要人に加えて、チャーチル英首相に対して積極的にアプローチをかけた。

こうしてニューヨーク大学に活動の本拠を得たク伯は、アチソン(Dean Acheson)やダレス(John

Foster

 $(3 \cdot 4 - 369)$

991

[2003.11]

ために諸活動を行った。 また、パン・ヨーロッパ運動ばかりではなく、オットー・フォン・ハプスブルクと協調しながらオーストリアの 一九四一年にはク伯を首班とするオーストリア亡命政府構想も存在したが、これには社会

民主党系の亡命者の賛同が得られず、結局日の目を見ることはなかった。

ヨー

(阪大法学) 53

ク伯の米国での活動は、次第に賛同者を増やし、一九四三年三月にニューヨークで第五回パン・ヨーロッパ会議

が開催された。この会議では、チャーチルがヨーロッパ統合に積極的姿勢を見せた。さらにチャーチルは四三年八

月に、 カの三つの下部機構を置いて各々を統合する、という構想を明らかにした。 ローズヴェルト米大統領とのケベック会談において、世界大の平和機構の下にヨーロッパ・アジア・アメリ

ば議会の賛成を容易に得られないであろうし、不参加であればヨーロッパからの米国締め出しが懸念されたからで ある。また、「一つの世界」("One World")―具体的にはハル国務長官の国際連合の構想―との関係が問題視され

あ る_{②8} た。ウォルター・リップマン(Walter Lippmann)もそうした理由からパン・ヨーロッパ構想に反対した論者で しかしその後、一九四五年一二月の『コリヤーズ』誌(Collier's)のク伯のヨーロッパ統合に関する記事にトル

とされるようになった、という。 ーマン大統領が感銘を受けたことから、これが『リーダーズ・ダイジェスト』誌に転載され、米国の「公式政策」

米国亡命期のク伯の政治体制構想を見よう。一九四四年三月、前年のパン・ヨーロッパ会議での決議を受けて、

パン・ヨーロッパ法務委員会とニューヨーク大学の連名で「欧州合衆国憲法草案」が公表された。

この憲法草案は全九十五条から成り、前文(Preamble)に続いて一五の部(Section)に分けられていた。以下、

その要点のみを記そう。

くは男女(one or both sexes)の成年市民による自由・平等・秘密選挙」による議会を持つこと(九条)、議会が 第二部は「加盟国の憲法体制」(Internal Constitutional Standards of Member States)と題され、「男子もし

しかし、こうした地域統合構想に対しては米国内にはむしろ警戒する声の方が強かった。米国が参加するとなれ (阪大法学) 53 $(3 \cdot 4 - 370)$ [2003.11]

全ての立法および財政・財産権に関連する課税他の権限を持つこと(一〇条)、等が規定されていた。

信教の自由(二〇条)、財産権(二五条)、言語の使用(二六条)、等が規定さ

れていた

第四部

「個人の権利」の章では、

第五部 「社会権」の章では、 福祉国家に関する諸規定が置かれた。さらに、ここでは大土地所有に対する農地改

革に取り組む旨の規定 第六部は「防衛」と題され、 (四二条) 連邦の指揮下に常備軍を持つこと(四七条)、軍の如何なる下部組織 が置かれていた。 (any branch)

に於いても各国部隊の割合を全体の十分の一以下に抑えること(四九条)、植民地を有する加盟国は当該植民地に つき独自軍を置くことを連邦により認可される(五三条)、等の規定が置かれた。

等が規定されていた

第九部「経済政策」の章では、関税同盟(五九条以下)、運輸システムの統一(六三条)、欧州中央銀行(六四条)、

議会」(The Congress) は二院制をとり、 下院 (House of Representatives)は人口に応じて各国一―一〇名

第一一部から第一三部は、 欧州合衆国の統治機構を定める内容となっていた。

、四千万以上)、これに植民地を有する国はプラス一議席の代議員を各加盟国の民選議員から互選することとされ、

993

[2003.11]

(House of States)については、人口二五〇万人を超える国は二名、それ以下の国は一名の代議員を送るも

の間は英語および仏語を公用語とし、 のとされた。また、議会での使用言語については、単一の公用語(a single official language) 他の言語については通訳の提供を保障する(七四条a項)とされていた。 が選定されるまで (3.4-371) 53

パン・ヨー

(The

Council)

名まで)から構成され、このメンバー中より互選により大統領および副大統領が選出されると規定された。

は合衆国の行政府にあたるものとされ、

任期四年の七名

(一国から選出されるのは

(阪大法学)

最高裁判所 (The Supreme Court)は、一五名の裁判官より構成され、この裁判官は評議会の提示した候補

者リストの中から、議会が指名するものとされた。

この憲法草案の内容を一九三〇年の協約草案と比較すると、言語の多様性の尊重や加盟国の植民地保有を前提と

影響が顕著となっている点が興味深い。加盟国の内政に対しても一定の水準を要求する内容となっており、また連 している点など「欧州合衆国」に特殊な事情に配慮している点も見られるものの、全体としては米国の民主主義の

邦と加盟国の権限に関しても、この草案の具体化如何では米国並みの連邦制を実現できる規定となっていた。

状況に影響されていたか、という点の評価は第二次大戦後のク伯の活動と併せて考える必要がある。その点を次節

もっとも、そうした草案の特色が、どの程度ク伯自身の意図を体現したものか、さらには亡命時代という特殊な

で見よう。

五 ク伯の帰欧から欧州評議会創設まで(一九四五─五〇年)

った。 第二次大戦後に帰欧したク伯は、トルーマン政権の支持も得つつ、パン・ヨーロッパ運動の立て直しに取りかか

この間、 レジスタンス運動に起源を持つヨーロッパ統合推進団体が数多く出現していた。既に二度の大戦により

国民国家の限界を露呈していた大陸欧州では、何らかの「統合」は不可避の情勢とも思われた。

統合推進団体の結成を委任した。チャーチルおよびサンズは、ク伯とも親密な関係を保ちつつ、同時に自らイニシ えていたチャーチルは、こうした「統合」への趨勢を敏感に捉え、義息ダンカン・サンズ(Duncan 九四六年三月のフルトン演説、 同年九月のチューリッヒ演説で共産主義の脅威とヨーロッパ統合の必要性を訴 Sandys) 💟

(阪大法学) 53 (3·4-372) 994〔2003.11〕

Movement: UEM) アティヴを取る形で四七年五月に保守・中道リベラルのメンバーを集めて「統一 欧州運動」 (United

合推進団体に対しても後れを取った。そのため運動自体を、 UEMに主導権を奪われる形となったク伯は、(32) 大衆運動としての盛り上がりという点で他のレジスタンス系の統 いわばニッチを狙ったものとする必要があった。

設に賛成か」を尋ねる一大アンケートを行った。ク伯はその結果をてこにして、それまで民際団体にとどまってい ク伯は一九四六年一一月に、西欧十二カ国の約四千人の国会議員に対して「国連の枠組でのヨーロッパ 連邦 0

でク伯が目を付けたのは、

各国の国会議員層であった。

たパン・ヨーロッパ運動を公的なものに転換しようとしていた。 だが、反共主義者として知られたク伯が主宰し、対象が西欧諸国に限られたこの「ヨーロッパ連邦」は西側統合

を暗黙の前提としていることが明らかな運動であった。「第三勢力論」 が強い影響力を持ち、 左翼的風潮の [2003.11]

の時期には、公然とソ連の脅威と西側ブロックの形成を説く西側統合プランに対し、それが戦争の防止や自主的ヨ

答はわずかに六六○通 か集まらなかったわけである。 ロッパの建設という観点からむしろマイナスであると捉える反応も多かった。翌四七年四月までに寄せられた回 しかし、 冷戦が激化する中でヨーロッパ人の意識は次第に変化していく。一九四七年三月から四月にかけてのモ (内六四六人が賛意)に過ぎなかった。ク伯の再三の催促にも関わらず、六分の一の)回答し (阪大法学) 53 (3·4-373) 995

五月末までに全回答は一三二九通 (内一二九〇人が賛意) と倍増した。さらに六月のマーシャル ・プラン演説

スクワ外相会談の失敗(この間三月一二日に「トルーマン・ドクトリン」が声明されている)を目の当たりにして

連の同プランへの参加拒否が明確になったパリ外相会談、七月から九月にかけてのパリでの西欧十六カ国代表によ

回答が寄せられた。最終的な回答も半数にすら及んではいないものの、冷戦が激化する中でヨーロッパ人は次第

に西欧統合への適応を余儀なくされていったことが伺える。

こうした機運の盛り上がりを背景に、一九四八年五月七日から一○日にかけてハーグ会議が開催された。この会

議はそもそも一九四七年八月末にUEMが呼びかけたものであったが、四八年三月に開かれたマーシャル・プラン

交渉一六カ国社会主義政党大会がハーグ会議への参加を拒否したこともあり、参加者は保守・リベラルが大半を占

 $(3 \cdot 4 - 374)$

996

各国の議会代表により構成される「欧州会議」の設立を決議した。この決議を受けてビドー仏外相が欧州統合への ハーグ会議はフランス代表のポール・レイノーが提案した「欧州制憲議会」構想を退け、 政府間主義に基づいて

イニシアティヴをとった。七月一九日からの第二回WEU諮問会議においてビドーは五カ国による「欧州会議」

めた。

的にはヨーロッパ連邦の核にしよう、と訴えた。これに対してベヴィン英外相は態度を留保し、一〇月二日に対案(㎝) (Assemblée européenne) の創設を提唱し、この会議に最初は諮問的性格を与え、徐々に決定権を持たせて将来

として提案権のみを持つ「欧州審議会」(European Council)を提案した。

を含めて欧州評議会(Council of Europe)規約が調印された。この規約に従ってロンドンには閣僚理事会が、ス この後の英仏の折衝を経て、結局一九四九年五月五日に英仏、ベネルクス、イタリア、スカンディナヴィア三国

トラスブールに諮問議会が設置された。妥協を如実に表した所在地である。(実際にはストラスブールに一本化さ

このようにク伯の第二次大戦直後の運動は、 ハーグ会議の実現に大きく貢献し、それが結果として欧州評議会の と な る 39 間違いない。 たかもしれない。だが、特に一九五〇年代には、欧州諸国の政治家が集う一大フォーラムであり、 の新たなイニシアティヴが打ち出され、またその議論を深める場として欧州評議会がかなりの役割を果たしたのは 実現をもたらした。確かに、その後の欧州評議会の発展は、 欧州連邦主義者の当初の期待には添わないものであっ] ロッパ統合

設した。これはク伯のそもそもののエリート主義が、米国流の民主主義の経験を経て変容した志向ということも言い。 ドに一○カ国から一一四名の議員を集め、 は、 二年に(第二次大戦後の)パン・ヨーロッパ同盟 えるかもしれない。このEPUはパン・ヨーロッパ運動の欧州における組織再興の先駆的な役割を果たし、 この時期のク伯の憲法体制構想の関連で興味深いのは、 前述の国会議員アンケートに対して肯定的な回答を寄せた議員の組織化を図り、一九四七年九月にはグスター ヨーロッパ議員同盟(European Parliamentary Union:EPU)を創 (PEU)へと発展解消した。 ク伯が特に国会議員を組織しようとした点である。 一九五 ク伯

Commonwealth) できる。 また、第二次大戦後の国際情勢の変化に応じて、英国に対するク伯の態度が次第に曖昧になってきたことも指摘 戦間期にはパ はその維持が難しくなり、 ン・ヨーロ ッパに含まれないものとされたロシアと英国のうち、 脱植民地化の動きが次第に強まる中、 英国外交は迷走を重ねること 大 英帝

六 統合の「傍流」へ(一九五○―七二年)

た「小欧州」である。このモネ流の「統合」は、 欧州評議会の創設の後、 新たな統合の動きが起こった。ジャン・モネ 一九五〇年五月のシューマン・プランに始まり、これが欧州石炭 (Jean Monnet) が中心となって推進し

(阪大法学) 53(3・4-375)997〔2003.11〕

鉄鋼共同体(ECSC)を生み(発足は一九五二年八月)、欧州防衛共同体(EDC)/欧州政治共同体(EPC) の流産を挟んで、「欧州再始動」から一九五八年の欧州経済共同体(EEC)/欧州原子力共同体 (EURATO

Mの発足へ、というフランス主導の「欧州建設」(Construction de l'Europe)として展開した。

中欧諸国)を含まない形であったことである。また、その政策領域別の機能的統合の手法は、政治主導の統合観を ク伯の構想と緊張関係を孕むものともなった。地理的な点に関して言えば、「小欧州」がオーストリア(さらには こうしたモネ流の統合はフランスの「国益」に資するものであった、という指摘が為されている。その点こそが、(4)

 $(3 \cdot 4 - 376)$

998

持つク伯には基本的に違和感があるものでもあった。

活を公言するようになり、懐古的な保守と見なされるようになった。こうした姿勢の変化から、その人間関係でも ーニュ賞の第一回受賞者となったが、その後一九五二年頃には、シャルルマーニュ(カール大帝)のヨーロッパ復 第二次大戦後のク伯は、その反共姿勢を一層強めた。また、一九五○年に西独アーヘン市の創設したシャルルマ

いる。パン・ヨーロッパ会議も一一回を重ね、保守層に一定の支持者を得ていた。(キヒ) 九五〇年代以降のク伯は、ヨーロッパ統合運動を推進する傍ら、冷戦等の時事問題にも積極的に提言を行って たが、他方で、マルティン・ニーメラー(Martin Niemöller)とは「絶交」するに至った。(⑷)

敵味方がはっきりするようになり、例えば、西独首相となったアデナウアーとはますます親密な関係を築いていっ

特に一九五八年のフランスでの第五共和制の成立以降は、ク伯はドゴールに深く傾斜するようになった。この点

を、三〇年代のムッソリーニへの接近と併せて、権力者に半ば盲目的に接近するク伯の性向と批判的に捉える見解

も存在する。しかし、国家の後ろ盾を持たないク伯の場合、自己の構想を実現するためには強力な政治的指導者へ(モク

の接近は必須とも言える

領事関係

である。ク伯自身も「ドゴールのような個性の強い政治家との関係は難しい」旨を幾度となく漏らしている。(4) もっともドゴールのヨーロッパ像とク伯のパン・ヨーロッパがどれほど共鳴していたのかは評価の難しいところ(45)

ルでの欧州評議会の会合に際して結成された「ヨーロッパ合衆国憲法委員会」の事務局長を務め、 ク伯の一九五○年代以降の憲法体制構想についても簡単に見ておこう。 ク伯は一九五○年一一月にストラスブー 翌五一年五月に

「ヨーロッパ憲法草案」を公表している。(&)

この憲法草案は全一八条から成り、前文に続いて四章に分けられていた。

ŋ のとされた れていた。また、この憲法は「その国民の総計が一億を超える五カ国以上の批准完了により発効する」(三条) **「加盟国はその主権をこの憲法に規定した共同機関に移譲しない限り引き続きそれを直接行使する」と規定さ** 「原則」では、第二条で「この連邦は共通の制度を創設して維持すべく決議した主権国家の共同体」であ

盟国の民主主義的な憲法を尊重する。 第二章「権限」では、 (六条)、「ヨーロッパ経済統 連邦の義務として「平和と秩序を維持するための一切の措置」(五条)、域外諸国との外交 つの加盟国の立法と連邦の法律との間に矛盾のある時は連邦法律が有効で 一のためのあらゆる措置」 (七条) に加え、第八条として「連邦は その 999 [2003.11]

第三章「連邦機関」では、 連邦議会、 理事会、 裁判所が置かれることが規定されていた。

ある」という規定がおかれた。

パン・ヨーロッパ運動の憲法体制構想 代議員 連邦議会(九―一一条)は下院と上院の二院から成る立法府である。下院は各国からその人口百万人毎に一名の (任期四年) を普通・直接選挙によって選出する。 上院は各国議会の代表十二名ずつ (但し、 人口百万人以

下の国は六名)

で構成され、

加盟国の議会の選挙毎にこれを改選する。

両院は別個に会議を開くものの、

その権限

(阪大法学) 53 (3・4-377)

は同等であって、 如何なる決議にも両院の同意が必要である。

た、メンバーの中から互選により一年の任期で議長および副議長を選出する。議長はヨーロッパ合衆国の大統領を 理事会(一二―一五条)は連邦の執行府であり、連邦議会により九名のメンバーが四年の任期で選出される。ま

兼ねるものとされた。

停、である。但し、連邦議会の制定する連邦法律に基づき連邦裁判所の権限を他の方面にも広げることができる 三分の二の多数決により終身の任期で選出される。 裁判所(一六―一七条)は、十五名の裁判官から構成され、理事会の作成した四十五名のリストから連邦議会の その権限は (a) 連邦憲法の解釈、 \widehat{b} 加盟国間の紛争の調 53 (3.4-378) 1000 (2003.11)

第四章「憲法の改正」の章では、連邦議会の全議員の四分の三以上の多数決で連邦憲法を改正できる旨が定めら

(阪大法学)

れていた。

とされた。

の間に挟まれた米国亡命時の憲法草案の内容があまり顧慮されていないことがわかる。 この一九五一年の憲法草案を見ると、一九三〇年のパン・ヨーロッパ協約提案とよく似た構成となっており、そ

っていた。一九五八年前後にク伯はEECの所在地問題に関して、その候補地として挙げられていた諸都市の中で 植民地―特にアフリカ―に対する位置づけについては、この時期になってもク伯の構想は戦間期との連続性を持

パリを推進する運動を進めていた。

略 小欧州から大欧州へ、そして大欧州からユーロアフリカ(l'Euroafrique)へ、という展開の端緒である。(中 パリを欧州の首都とするということはユーロアフリカの統合を準備するということを意味する。他の都市を選 「六カ国による欧州(L'Europe de Six)は端緒かつ核(noyau)にしか過ぎないということを忘れてはならな

ぶ場合には、この [我々が] 必要とする進化にかなりの程度マイナスになることであろう。_{- (铅)} 受賞することなく(この年はノーベル平和賞の受賞者なし)、同年七月にスイスのシュルンス ッパ運動創設五〇周年とされた一九七二年には、ジャン・モネとの共同受賞が強く働きかけられた。しかし、 のような華々しい活躍が戻ることはなかった。この間、 ク伯はその後も、 精力的な活動を続けた。しかし、ヨーロッパ統合の「傍流」へと追いやられたク伯に、 幾度となくノーベル平和賞候補にも推され、 (Schruns) で死去 パン・

戦間期 ヨーロ

七 オ ットー ・フォン・ハプスブルクのパン・ヨーロッパ(一九七二年―)

ク伯の死後、パン・ヨーロッパ運動の第二代議長にはオットー・フォン・ハプスブルク(以下オットー大公)が

本部をミュンヘンに移転した。パン・ヨーロッパ運動はバイエルン州のキリスト教民主政党であるキリス

した。

就任し、

れる。その憲法体制構想は草案のような形で表現されているわけではないが、(ミン) ト教社会同盟(CSU)内部の有力勢力となり、欧州議会に議席を占めるようになった。 オットー大公のパン・ヨーロッパは、ク伯時代よりもハプスブルク帝国への懐古的な性格を強めたことが指摘さ ヨーロッパ統合のモデルとしてオー

オーストリア外交筋との間にも緊密な連携が図られたことが知られている。 ストリア=ハンガリー二重帝国の憲法体制を挙げていることが示唆的である。(3) 東ドイツ市民を逃すためにハンガリーの国境が開放された事件では、ハンガリーのポジュガイを始め、 また、その活動の具体的な成果として、一九八九年六月のパン・ヨーロッパ ・ピクニックがよく知られている。 西ドイツ、

こうした緊密なネットワークに、

パン・ヨー

ロッパ運動が貢献したのは間違いないようであるが、その全貌はな

(阪大法学) 53 (3・4-379) 1001 (2003.11)

果たした役割の評価も後生の歴史家の仕事であろう。ここでは、ホーネッカー東ドイツ国家評議会議長の一九八九(55) きを、どの程度オットー大公が予想していたのかも不明であり、パン・ヨーロッパ運動が一九八九年の冷戦終結に

[2003.11]

年一〇月四日付英紙デイリー・ミラーとのインタヴュー記事を一つの見方として紹介したい。

〔東ドイツ市民の西側への大量脱出の原因について〕直接的にはオーストリアの王位継承者であると自称し、

53 (3.4-380) 1002

欧州議会の議員であるオットー・フォン・ハプスブルクという男が、ポーランドで休暇中だった東ドイツ市民に西

側への脱出をそそのかすビラを大量にばらまいたためであり、間接的には遠く一九四九年に西側がドイツの通貨を

二つに分断し、東ドイツ経済を疲弊させたためである。」

第三代議長には、同じくCSU選出の欧州議会議員であるポッセルト(Bernd Posselt)が就いた。もっとも、二

オットー大公は一九九九年に欧州議会議員を引退し、バイエルン州最高顧問となった。パン・ヨーロッパ運動の

(阪大法学)

○○二年一一月に九○歳の誕生日を迎えたオットー大公は、今なおパン・ヨーロッパ運動に強い影響力を持ってい

るという。

八 む す び に

活動を概観してきた。 心から、パン・ヨーロッパ運動、とりわけクーデンホーフ・カレルギーの憲法体制構想の変遷を中心にその思想と ヨーロッパ統合の国家間 /加盟国レベルの双方を含んだ憲法体制(Constitution)の問題に対する関

ク伯のパン・ヨーロッパ構想にとって、憲法体制、とりわけ加盟国の政治体制には概して二義的な考慮しか与え

を欠くであろう。 中央集権国家/連邦国家、コーポラティズム/議会制民主主義、といった体制の共存は明示的に認められていた。 られなかった。ナチスという独裁体制の暴威を目の当たりにした一九三八年時点での著作でも、 返しでもある。 象であり続けた。こうした憲法体制の軽視は、ク伯のパン・ヨーロッパが優れて地政学的な構想であったことの裏 また、ドルフス体制はク伯にとってパン・ヨーロッパと両立しない体制ではなく、第二次大戦後もむしろ称揚の対 戦間期に議会制民主主義に対する疑念はそれほど反動的なものではなかったし、米国亡命を経た第二次大戦後の もっとも、ク伯の民主主義に対する懐疑や植民地に対する考え方を、現在の視点から断罪するのはあまりに公平 植民地 −とりわけアフリカ─の位置づけは、そうした観点から見ると理解しやすいであろう。 君主制/共和制

ク伯の民主主義観は (ソ連の民主集中制に対する全否定的見解を除き)、より穏健なものに変化したようである。

○年代の植民地独立を経て、そうした旧植民地とどのような関係を実際に築いてきたのか、ユーロアフリカ構想か プランの演説中の一節にも明示的に述べられているように、当時のヨーロッパでは常識的な構想であった。一九六 また、植民地を擁した強いヨーロッパ (端的にはユーロアフリカ構想)についても、 一九五〇年のシューマン・ 1003 (2003.11)

らどのような質的な変化を遂げているのかは、精査を必要とするテーマである。 それでも「小欧州」から西欧統合への時代は、こうした点はそれほど問題にならなかった。憲法体制の問題が本格 のであったと思われる。これは異質なユニットを「統合」しようとする以上、半ば必然的なものでもあっただろう。 的に議論されるようになったのは、 ク伯の構想にも見られる憲法体制(特に各国内政)の軽視は、実はヨーロッパ統合推進論者の多くに共通するも 節でも触れたように、 統合の深化と拡大が進んだ一九九〇年代に入ってから 53 (阪大法学) $(3 \cdot 4 - 381)$

である。今や旧ハプスブルク帝国の版図にまで拡大しようというEUにとって、ク伯の歩んだ憲法体制構想の変遷

が日本のアジア主義に影響を及ぼしたように、地域統合の構想は相互作用的なものである。この点でも、パン・ヨ(60) また、ク伯のパン・ヨーロッパ構想がパン・イスラム主義やモンロー主義に触発され、さらにパン・ヨーロッパ

他地域にとっても多くの示唆に富むものと思われる。

1

·ロッパの諸構想は、EUのガバナンスと同様、

1 クーデンホーフ・カレルギーおよびパン・ヨーロッパ運動に関する史料の概況は以下の通りである。

(一) 一九三八年までの主要なものは、現在「ロシア軍史料センター」(RVGA)の一部となっている「歴史資料保 存センター」(Centr chranenja istoricesco-dokumental'nych kolekcij:CChIDK)の所蔵としてモスクワに存在する。

ッパ本部の文書が、ベルリン崩壊時にソ連軍に接収されモスクワに渡ったという経緯による。 これは本文中でも述べたように、一九三八年三月のオーストリア併合の際にナチス・ドイツが接収したパン・ヨーロ

現況につき以下の記事も参照。Kloucek, Rheinhard (2002), "Nach Moskau 'verbracht'", in: Paneuropa (Österreich),

(モスクワの文書については、一部のコピーがジュネーヴ大学およびEUI(フィレンツェ)にも存在する。

27. Jg. Nr. 4, pp.22-5.

(二) 一九三八年以降の文書は、ク伯が活動の本拠としたスイスに存在する。この個人文書はパン・ヨーロッパ運動 故もあって失われたものも多いという。また、パン・ヨーロッパ運動事務局文書およびポンス個人文書もCAREに 同氏の死去後、ジュネーヴ大学ヨーロッパ研究所(Institut européen de l'Université de Genéve)のヨーロッパ史料 事務局長を務めたポンス(Vittorio Pons)がクーデンホーフ・カレルギー財団の下で管理していたが、一九九五年の (Centre d'archives européennes: CARE)に寄託されている。但し、米国亡命中の文書については運送中の事

て現在整理中であるが、二〇〇三年九月現在その一部が閲覧可能となっている。 なお、本稿では上記のク伯の個人文書の他に、英国公文書館(The National Archives: 旧PRO)、オーストリア

抵抗運動資料センター(Dokumentationsarchiv des Österreichschen Widerstandes)の史料も利用している。

(阪大法学) 53 (3·4-382) 1004 [2003.11]

2 der christlichen Demokratie in Osterreich Jg.2, Wien: Bohlau, pp.143-193 Helmut ed. Demokratie und Geschichte. Jahrbuch des Karl von Vogelsang-Instituts zur Erforschung der Geschichte 94.; Gehler, Michael (1998), "Richard Coudenhove-Kalergi, Paneuropa und Osterreich 1923-1972", in: Wohnout (1996), "Die Paneuropa-Bewegung der Zwischenkriegszeit", in : Osterreichisches Jahrbuch für Politik 1996, pp.573-Kalergi:Teil 1- 10", in:Paneuropa Deutshland . 各国文書館の史料を利用した最近のものとして、Ziegerhofer, Anita Vierzehn biographische Essays. Bonn: Europa Union Verlag; Posselt, Martin (1987-9), "Richard Coudenhove-Coudenhove-Kalergi", in: Jansen, Thomas/ Mahncke, Dieter eds. Persönlichkeiten der Europäischen Integraton. ク伯の伝記的な研究の代表的なものとして、Schöndube, Claus (1981), "Ein Leben Für Europa. Richard Graf

想と行動」金丸輝男編『ヨーロッパ統合の政治史』東京:有斐閣、 が収められている鹿島守之助他編訳(一九七○)『クーデンホーフ・カレルギー全集(全九巻)』東京:鹿島出版会 また、日本語の概説として、金丸輝男(一九九五)「欧州統合への道を切り開く―クーデンホーフ・カレルギー 『全集』と略)、に依拠したものである。 序章、等がある。日本での概説は、 ク伯の主要著作

ン・ヨーロッパ」の境界、特に英国・ロシア・米国への態度、(三)パン・ヨーロッパを実現するための各国の政治家 特にムッソリーニやドゴール)との関係、 シェーンドゥーベは、ク伯の構想と活動について、(一)ク伯の社会秩序観、特に民主主義に対する姿勢、(二)「パ (四) ク伯のパン・ヨーロッパ運動への関与のあり方、という四つの主要

(5) なお、ク伯は一九二二年一一月に独墺の新聞紙上で「パン・ヨーロッパ――一つの提案」と題する論説を展開して (4) オットー・フォン・ハプスブルクについては本稿執筆時に九○歳で存命中であり、また政治的な活動もなお盛んな が既に著されている。Baier, Stephan/Demmerle, Eva (2002), Otto von Habsburg: die Biographie, Wien: Amalthea ため、史料に基づいた本格的研究は後日の課題と思われるが、個人文書を利用したオットー大公側近による詳細な伝記 論点を挙げている。Schöndube, op.cit., p.43 式見解となっている。この『パン・ヨーロッパ』の原型とも言えるク伯の論説は、以下の史料集にも採録されている。 おり、この時点からパン・ヨーロッパ運動が始まりク伯の死去した一九七二年が運動の五○周年にあたるというのが公

Gehler, Michael (2002), Der lange Weg nach Europa. Dokumente, Innsbruck: Studienverlag, pp.22-27

1005 [2003.11]

- (6) こうした地域統合と国際連盟(および国際連合)との関係は古典的な論点であるが、そもそもク伯はウィルソンキ

- 義に魅せられ、当初は国際連盟に大きな期待をかけていたのだという。しかし、ヴェルサイユ会議の結果に失望し、特
- に民族自決の原則を杓子定規に中欧に適用した結果、旧ハプスブルク帝国が細分化したことを強く批判するようになっ 1006 (2003.11)
- た。一九二四年一〇月、ベルリンに於いて開催された第二十三回世界平和会議(Weltfriedenskongreß)では、こうし たク伯の姿勢と国際連盟を絶対視する平和主義者の姿勢が真っ向からぶつかり、ク伯は「平和主義にとっての最大の害
- 8 7 Verständigung)は、各国民の相互理解、 二六年にリベラルな平和主義者を中心に結成された「ヨーロッパ相互理解連盟」(Verband für europäischen Macmillan Company.; Heater, Derek (1992), The Idea of European Unity, Leicester: Leicester University Press 悪は平和主義者である」との言葉を会議後に残した、という。Posselt, op.cit., Teil 4. 田中俊郎監訳『統一ヨーロッパへの道』東京:岩波書店、一九九四年 統合構想については以下の著作を参照。de Rougement, Denis (1966), The Idea of Europe, New York: The 貴族階級が主導的であったク伯のパン・ヨーロッパ運動とは別に、戦間期には他の統合運動も盛んになった。一九 対独復讐を眼目にするヴェルサイユ体制から脱却し、より自由な貿易体制に復帰することを要求して、一九二 通商障壁の除去、国際仲裁裁判を唱道した。また財界の指導者・エコノミス

(阪大法学)

 $(3 \cdot 4 - 384)$

- pp 46-89. & 316-363. を参照 Einigungsidee 1923-1930 und Briands Europaplan im Urteil der deutschen Akten", in :Historische~Zeitschrift~203加わって鉄鋼カルテルが形成された。戦間期における統合運動については、Lipgens, 動きとして鉄鋼業において二六年に独仏、ベルギー、ルクセンブルク、翌年にはオーストリア、チェコ、ハンガリーが 四年に「ヨーロッパ同盟のための国際会議」(International Committee for an European Union)を結成し、具体的な Walter (1966), "Europäische
- Genève, pp. 91-105 l'Europe paneuropéenne sur la scène franco-allemande, 1924-1932, Genève: Institut Européen de l'Université de を求める批判的な勢力があった。特に、 には一時内紛状態になったという。Théry, Franck (1998), Construire l'Europe dans les années vingt? L'action de 財政的にもっとも恵まれていたドイツ支部が自立的な姿勢を見せ、 一九二八年

この間、エリート層中心のパン・ヨーロッパ運動の進め方を巡っては、パン・ヨーロッパ運動内部にも大衆運動化

9

- 10 『思想』四八九号、三三八―三四八頁、も参照 ブリアンの「ヨーロッパ合衆国」構想については、 Lipgens, op.cit. の他、木谷勤(一九六五)「欧州統合の理念と現
- 11 グワィヨーに関してク伯は「社会愛の哲学者」("Ein Philosoph der sozialen Liebe")と題する小論を著していると
- 12 いうが未見である。Posselt, op.cit., Teil 2. 参照 邦訳は『全集』三巻、一一―五〇頁。
- 13 Coudenhove-Kalergi, Richard (1962), Eine Idee erobert Europa, (邦訳「回想録」『全集』七巻)、 邦訳二 四
- 〔4〕 "Projet de Pacte paneuropéen" (Berlin, le 25 fev.1930), in:Théry, *op.cit.*, pp.160-177. なお、この協約案は当初独 語版として Paneuropa 8/5, Mai 1930, pp.149-165. に公表されたものだが、独語版については未見である。
- 15 この間のパン・ヨーロッパ運動の展開については、Ziegerhofer (1996); Gehler (1998), esp. pp.161-7
- Coudenhove-Kalergi, Richard (1933), "Paneuropa und Faszismus", in: Paneuropa 9/5, Mai-Juni 1933, pp.129
- (17) このオーストリア独特の「ファシズム」とも称されるドルフス体制への支持は、第二次大戦後ク伯に対するオース 京・山川出版社、三○六─三一四頁、も参照 トリアでの支持を失わせた要因ともなった。Gehler (1998), p.162. 南塚信吾編(一九九九)『ドナウ・ヨーロッパ史』東
- Coudenhove-Kalergi, Richard (1932), "Donau-Union", in: Paneuropa 8/5, Mai 1932, pp.127-135
- とがわかる。この電報の情報源は親類であったマリエッタ・クーデンホーフ(Marietta Coudenhove)だったが、彼女 ろとなった。CARE: AP 2. 電報の原文は、Akten zur deutschen auswürtigen Politik 1918-1945, Baden-Baden は確信的なナチス党員でもあったようである。この事実は第二次大戦後、外交史料集の公刊によりク伯本人の知るとこ 一九三八年二月の駐オーストリア独大使の電報から、 ク伯がナチス・ドイツに敵視され、監視下に置かれていたこ

(20) ファシズムおよびナチズムの本質に関する議論は本稿の扱いうる範囲を遙かに超えるが、 点からはファシズムとナチズムを峻別する立場の方が妥当性が高いと思われる。こうした比較ファシズム論に関しては、 ク伯の構想を分析する観

Imprimerie Nationale, Serie D, Bd. 1, p.419

(阪大法学) 53 (3·4-385) 1007 [2003.11]

- (21) ク伯のユダヤ人問題解決は、欧州域外への植民であった。チャタム・ハウスで一九三八年六月に行われた講演では 中央アフリカへのユダヤ人の移民策が打ち出されている。Coudenhove-Kalergi, Richard, "A Central European Views
- of the European Situation", 2 June 1938, CARE: AP 2.

 $(\widehat{\mathbb{R}})$ Coudenhove-Kalergi, Richard (1938), Kommen die Vereinigten Staaten von Europa, Glarus : Paneuropa-Verlag

pp.20-1. なお、この小著が鹿島守之助編訳の『クーデンホーフ・カレルギー全集』に収録されていないことは、 パン・ヨーロッパ運動とこれに触発された鹿島守之助のアジア主義が、特にナチス・ドイツに対する関係を分水嶺とし $(3 \cdot 4 - 386)$

て別々の展開を見たことを伺わせる興味深い論点である。この点に関して詳しくは註(60)に言及している後日の別稿

を参照願いたい。 一九三九年にナチス・ドイツがチェコスロヴァキアを併合したことにより、ク伯はチェコスロヴァキア国籍を喪失

それ以降は終生フランス国籍となった。

- 25 $\widehat{24}$ Zurcher (1958), pp.10-18. この後、ザーヒャーはク伯の米国における親友かつ最大の支持者となった。 『全集』七巻、二七八―九頁。
- ヨーロッパ運動という「カード」を保持する姿勢をとった。 チャーチルは儀礼的な返書こそ欠かさなかったものの、ク伯に何らの「言質」を与えることをせず、いわばパン・
- Letter from Richard Coudenhove-Kalergi to Leo S. Amery, 8. Nov. 1941, PRO FO 371/26539
- Editor" を送付している。Letter from Otto von Habsburg to Richard Coudenhove-Kalergi (DE), 12. July 1944. Letter このリップマンの著作をオットー大公は徹底的に批判するようク伯に要請し、これを受けてク伯は"Letter to the
- Posselt, op.cit. Teil 7

from Richard Coudenhove-Kalergi to Otto von Habsburg (DE), 2. August & 5. August 1944. CARE: AP 2

- Draft Constitution of the United States of Europe, April 1944, CARE: AP 2. The Pan-European Conference and the Research Seminar for European Federation of New York University
- Lipgens, Walter (1982), A History of European Integration, Vol. 1 1945-1947, Oxford: Clarendon Press., pp.317.

34

(3) Lipgens, op.cit., pp.435-441. この国会議員アンケートの対象となった十二カ国とは、ベネルクス三国、 との間のものは八六通に上る。しかし、チャーチルとの通信が一九五八年九月まで平均的に継続しているのに対し、サ て「最大限に前向きの考慮を行っておりますが、最終的な回答をする前に、この会議が真に欧州を代表する集まりにな からもク伯が、チャーチルとは別に、サンズに不快感を持ち続けたことが伺われる。 ンズとの通信は一九四九年八月を最後に途切れ、その後は一九六五年五月に儀礼的な通信が一通あるのみである。そこ 料である。1947.8.5, Letter from Winston Churchill to Richard Coudenhove-Kalergi(EN), 5. Aug 1947. CARE:AP 2 で、G.L. [ゴードン・ラング] の訳はない!」 とあり、これは自己の運動に妨害的なサンズに対するク伯の怒りを示す史 のではありません。」 との文面の下に、ク伯の手書きで「PS そんな「情報」を与えているのは D.S.[ダンカン・サンズ] 会グループの代表であるゴードン・ラング(Gordon Lang)氏から得ておりますが、私に確証を与えてくれるほどのも るのか、特に英仏の議会から十分な参加者を得られるかについて確認したいと思います。その点に関する情報は英国議 また、CAREの人名別文書目録によれば、ク伯がチャーチルとの間で交わした書簡は一一八通、ダンカン・サンズ 一九四八年八月五日付のチャーチルからの書簡では、 ヨーロッパ議会同盟(EPU)への名誉総裁就任要請に関し フランス

段として用いたのがジャン・モネである。Monnet, Jean (1976), Mémoires, Paris:Fayard, p.412 炭を安価に入手できる体制を構築することを最大の国益と見なしていた。そのために「ヨーロッパ」の枠組を格好の手 ンス外交は、自国に有利な形でドイツ問題の解決を図り、かつ近代化計画(モネ・プラン)のためにルールの良質な石 英国、イタリア、デンマーク、スウェーデン、ノルウェー、アイルランド、スイス、ギリシャである。 一九四八年春までのヨーロッパ統合運動がもっとも大きな影響を与えた国の一つがフランスであった。 当時のフラ (2003.11)

35 européenne (mars 1948-mai 1950), Bruxelles: Bruylant., pp.165-198 dans la naissance du Conseil de l'Europe", in: Poidevin, Raymon, ed., Histoire des débuts de la construction 出す中で、ドイツ問題解決のイニシアティヴをとることにあった。Bitsch, Marie-Thrèse (1986), "Le rôle de la France ビドーの意図は、ロンドンで二度にわたって開かれた六国会談が西ドイツの建国とルール国際管理へと大きく踏み

Loth, Wilfried (1990), Der Weg nach Europa. Geshichte der europäischen Integration 1939-1957, Opladen:

36

(阪大法学) 53 (3・4-387) 1009

- (37) シューマン仏外相の言葉を借りれば、欧州評議会は「何か新しいもの(something new)」の誕生を意味したのだと
- خرم Schuman, Robert (1953), "France and Europe", in: Foreign Affairs, April 1953, pp.349-369
- また、ヨーロッパ共通の価値や文化を含めた広義の「ヨーロッパ文化」との相互作用の観点から欧州評議会の意義を

1010 [2003.11]

 $(3 \cdot 4 - 388)$

再評価した最近の研究として、上原良子(二〇〇二)「「ヨーロッパ文化」と欧州審議会の成立」 『国際政治』 一二九号

Lipgens, op.cit., pp.607-14

九二―一〇六頁、がある。

Using Europe, Abusing Europeans: Britain and European Integration, 1945-1963, London: Macmillan; Milward この時期の英国外交については一次史料に基づく多くの研究が出ている。差し当たり、Kaiser, Wolfram (1996),

後国際秩序とイギリス外交』東京:創文社、等を参照 Alan S. (2002), The Rise and Fall of a National Strategy 1945-1963, London: Frank Cass; 細谷雄一(二〇〇一)『戦

プ」(The European Community Liaison Committee of Historians)の学会ペーパーを編纂した論文集が実証的な研究 ヨーロッパ統合史の研究にあたっては、EC委員会が各国の歴史家を組織して結成した「欧州統合史リエゾン・グルー

一九五○年代以降のヨーロッパ統合史についても公開された外交史料に基づく研究が着々と進んでいる。こうした

- のスタンダードとなっている。七冊目にあたる最新の論文集は、Loth, Wilfried ed. (2001), Crises and Compromises:

The European Project 1963-1969, Baden-Baden: Nomos

- (41) フランク・ブックマンの創設した道徳再武装運動(MRA)も反共的な活動で知られ、また仏独和解に一定の役割 を果たすなど、ク伯の活動と親和的なものであった。実際、一九五四年春から夏にかけて両者の間に連携の動きも見ら れたが、それ以後連絡は途切れたようである。Letters between Richard Coudenhove-Kalergi and Frank Buchman, 24
- (ジュネーヴ大学所蔵モスクワ文書) アデナウアーはケルン市長であった一九三○年当時にはパン・ヨーロッパ運動のメンバーであった。Fond 771/1/90.

May, 28.May, 31. May & 8. July 1954, CARE: AP 2.

Letter from Martin Niemöller to Richard Coudenhove-Kalergi (DE), 11. February 1956, CARE: AP 2.

- 44 EU)の大会としては、バーデン・バーデン(第六回:一九五四年、 て開かれ、第五回は一九五〇年に開かれた仏独議員会議をこれに相当するものとしている。パン・ヨーロッパ同盟 九五七年)、ニース(第九回:一九六〇年)、ウィーン(第一〇回:一九六六年)、アーヘン(第一一回:一九七一年)、 この第二次大戦後の一一回のパン・ヨーロッパ会議の内、 第四回まではヨーロッパ議員同盟 第七回:一九五五年)、バート・ラガツ E P U
- 45 Schöndube, op.cit., p.49

の各地で開催されている。

惹起したドゴール仏大統領に対して、特に同時代の連邦主義者の間には「欧州統合の敵」というイメージが刻まれた面 推進したドゴールは、独特の「統合」観を持った強固な「欧州主義者」とも評価できる。そうしたドゴールのヨーロッ がある。しかし、「諸祖国のヨーロッパ」(Europe des Patries)を唱え、実際に政治同盟構想(フーシェ・プラン)を ハルシュタインEEC委員長と激しく対立し、一九六五年には九カ月にも及ぶ「マラソン政治危機

Opladen: Leske + Budrich

47 Letter from Richard Coudenhove-Kalergi to Dr. Christians Krull , 11. February 1966, CARE : AP 2

政策を実証的に再解釈したものとして、Loth, Wilfried /Picht, Robert (1991), De Gaulle, Deutschland und Europa

- d'Europe, Strasbourg, le 6 mai 1951. 邦訳は、『全集』二巻、一六八―一七二頁。 Avant-projet d'une Constitution Féderale Européenne presenté par le Comité Constitutionelle pour les Etat-Unis
- 50 49 Coudenhove-Kalergi, Richard (1958), "Paris, Capitale de l'Europe" in : Le Monde, le 3 janvier 1958 Fond Vittorio Pons, CARE: AP 19
- 51 あったようである。特に当時幹事長の職にあったシュトイバー(Edmund 比例名簿の第三位に搭載されて当選を果たしたが、その際、CSU内部ではオットー大公の擁立を巡って激しい争い 七九年六月に各国で行われた。この間、オットー大公は立候補に備えるべくドイツ市民権を取得し、最終的にCSUの が合意され、加盟国の批准を経て施行されることとなった。実際には、これに基づく第一回欧州議会直接選挙は、 欧州議会は長らく各国の国会議員の代表により構成されていたが、一九七六年七月の理事会で欧州議会直接選挙法 Stoiber)現党首は強く反対したものの、

イグナー(Heinrich Aigner)ら支持者に押し切られたという。Baier/ Demmerle, *op.cit.* pp.374-395

(阪大法学) 53 (3·4-389) 1011 [2003.11]

- オットー大公の著作は数知れないほどだが、その多くが時評的な要素の大きいものである。したがって管見する限
- りでは、ヨーロッパ統合の憲法体制に関する体系的な構想は存在しないようであるが、その復古的な志向性は以下のよ
- うな著作の端々に読みとれるところである。Otto von Habsburg (1986), Die Reichsidee:Geschichte und Zukunft einer
- übernationalen Ordnung, Wien: Amalthea.; Otto von Habsburg (1996), Die Paneuropäische Idee, Wien: Amalthea NHKスペシャル「ヨーロッパ・ピクニック計画~こうしてベルリンの壁は崩壊した~」(一九九三年)の当事者へ

のインタヴューも参考になる

Josef Strauß)がオットー大公の良き理解者であったことがバイエルン州でパン・ヨーロッパ運動が伸長した要因であ 役割を確定することは特に難しい。例えば、側近による伝記では、CSU最大の実力者であったシュトラウス(Franz

オットー大公の側近による伝記や回顧録に依拠した研究では、こうしたインフォーマルなネットワークの果たした

53

ることが示唆されているが、シュトラウスの回顧録にはオットー大公に言及した箇所は皆無である。Strauß, Franz-Josef

56 ウェルによって東ベルリンのホーネッカー議長の執務室で行われたもので、その親東独の姿勢をフランクフルター・ア 但し、この独占インタヴューは、当時「新聞王」とも称されたデイリー・ミラー紙発行人の故ロバート・マックス

(1989), Die Erinnerungen, Berlin: Siedler

定(二○○二年─)、と展開するEUの開発援助政策に関わる論点である。主として経済学的な観点からロメ協定を扱 ルゲマイネ紙が「マックスウェル、ホーネッカーを賞賛」の見出しで批判した類のものではある。 この点は、その後二次にわたるヤウンデ協定(一九六四年―)、四次にわたるロメ協定(一九七五年―)、コトヌ協

っている最近の研究として、前田啓一(二○○○)『EUの開発援助政策』東京:御茶の水書房

- ッパ統合の進展に大きな影響を与えたスピネッリ(Altiero Spinelli)の統合構想につき、第二次大戦後の連邦主義理論 の展開にも触れつつ分析した興味深い論考として、八十田博人(一九九三)「スピネッリの欧州同盟構想」 第二次大戦下の獄中で発した「ヴェントテーネ宣言」から一九八六年の単一欧州議定書の成立に至るまで、 『ECの政治統合』(日本EC学会年報第一三号)東京:有斐閣、一―二四頁。 一日本EC学 ヨーロ
- この中東欧へのEU拡大と統合構想の問題に関連して、特に中欧からの視点でヨーロッパ統合史の再検討を試みた

<u>60</u> られている。パン・ヨーロッパ運動と日本との関係も、 心に、親密な関係を築いてきた。こうしたパン・ヨーロッパ運動と日本との関係が相互に与えた影響については別稿を (さらには友愛青年同志会 クーデンホーフ・カレルギー家が、 ―現在の日本友愛青年協会 青山光子との繋がりを核として、 クーデンホー オットー ・フォン・ハプスブルクの時代には田中清玄を中 フ・カレルギーの時代には鹿島守之助や鳩山 日本と親密な関係を保ってきたことはよく知 郎

準備中である。

ものとして、

東欧EU加盟の世界史的意味」『海外事情』二〇〇三年一〇月号、

五三—六三頁、

も参照願

11